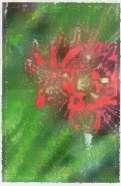


回覧

遊三町内会 遊三シニア会 だより No.47 H27.10

「暑さ寒さも彼岸まで」の言葉通り、涼しさを感じずようになりました。これからは、藤沢市民まつり・やすらぎ祭・藤沢公民館まつりと続き、運動会・地区レクリエーション・市民スポーツ大会が行われています。秋の空気に触れながら、外出の機会を多くするようにしたいと思います。



市民まつり



やすらぎまつり



* 8月の、「遊三町内会・遊三シニア会だより」に書きましたが、高齢者消費者被害防止の為に「見守りサポーター養成講座」がありましたので報告します。

高齢者がトラブルに巻き込まれる内容 (神奈川県内の消費生活相談 平成26年度概要)

順位	手口	内容
1	電話勧誘	公社債の投資商品・振り込め詐欺・インターネット接続回線
2	家庭訪問販売	工事・建築、修理サービス・新聞・インターネット接続回線
3	電子商取引	デジタルコンテンツ・パソコンソフト
4	身分詐称	公的機関や有名企業をかたり、金融商品やサービスを契約
5	利殖商法	投資商品・株・公社債

* 電話勧誘の被害が最も多く、その時の心得は、

1	慌てない、動揺しない。家族にしかわからない事を質問する。(電話を一旦切る。)
2	必ず本人に問い合わせる。家族にも相談する。
3	関係行政機関・警察に相談する。

* 悪質な・電話勧誘、訪問販売に対して断り方は、

1	買いません。必要ありません。と語尾を明確に断る。「いいです」「結構です」の対応は「イエス」の意味にとられます。
2	「おかえり下さい」と長居する販売員には、こちらの意思をはっきり伝える。

消費生活相談窓口：「188」局番なし。或いは、藤沢市なら(25)1111で相談できます
高齢者の消費者トラブルは、近隣の方々の見守りも必要です。民生委員や町内会員が協力します。